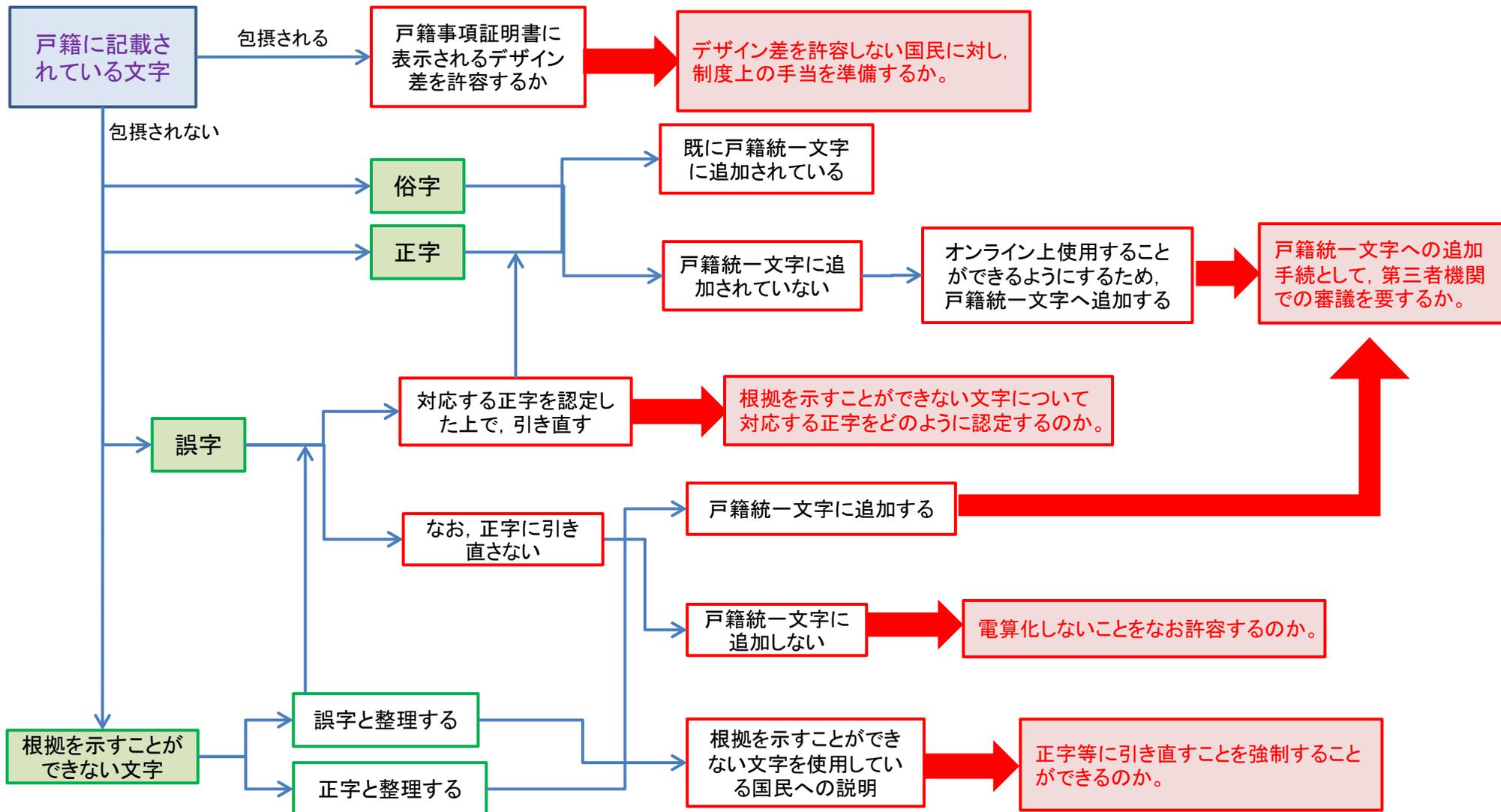




## 2 新たな戸籍システムに記録される文字の統一に係る問題点について

※包摂: 2つ以上の文字について、デザインの上で微細な相違が認められるとしても、字体の違いはなく、互いに区別しない同じ文字と解釈すること。



## 【参考1】 戸籍に記録することができる文字の判断方法

### ○文字の包摂基準とは

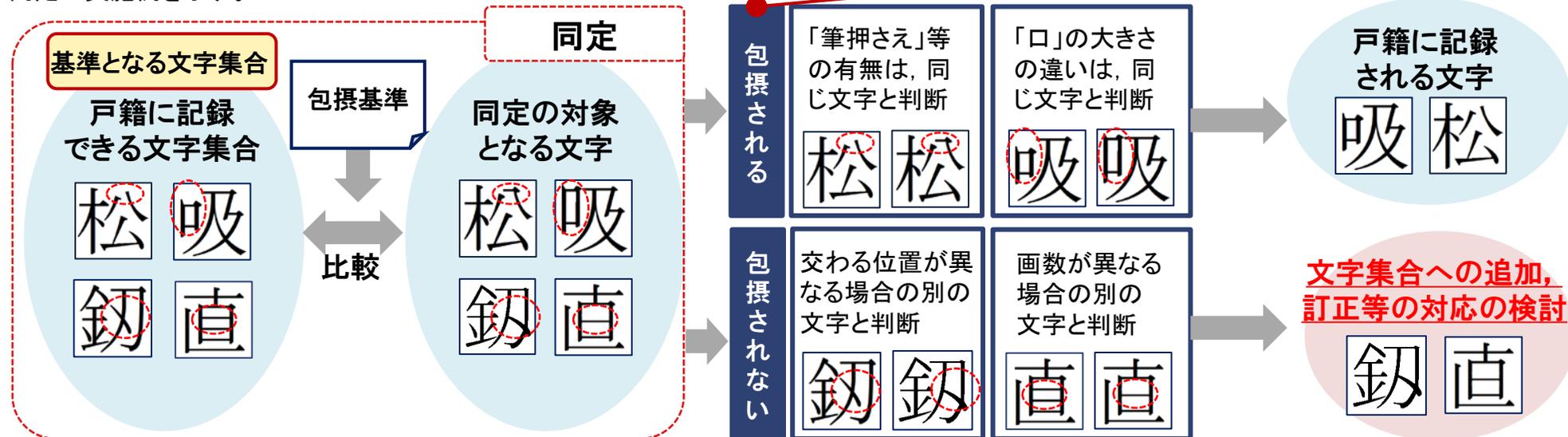
包摂基準とは、ある文字の複数の字形が、相互に区別されずにひとつの字種あるいは字体に対応することの規則をいう。二つ以上の文字について、デザインの上で微細な相違が認められていても、それは字体の違いではなく、互いに区別しない同じ文字と解釈することを「包摂する」といい、「包摂する」パターンを集積したものが「文字包摂基準」となる。



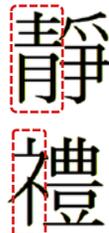
### ○文字集合と文字の包摂基準との関係

戸籍に記録する文字は、包摂基準例を用いて、戸籍に記録できる文字集合と比較し、判断する。このように比較対象となる文字集合の字形と包摂基準に照らし、包摂されるか判定することを文字の同定という。同定の実施例を示す。

デザイン上の差異はあるが、包摂可能な差異のことを、デザイン差という。



## 【参考2】 戸籍に記録可能な文字の種類

文字の種類		概要	戸籍への記録可否	字例
正字等		漢字字典に正字として掲載されている文字 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常用漢字表の通用字体</li> <li>● 規則別表二の1及び別表第二の2</li> <li>● 平成2年10月20日民二第5200号通達別表</li> <li>● 上記以外の漢字字典に正字として掲載されている文字</li> </ul>	○	
俗字		本来の字形が長期の使用の間に省略され、また、崩れた語りで流布し定着した文字 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漢字字典に俗字として掲載されている文字</li> <li>● 「辶」廴」隹」青」を構成部分にもつ正字の当該部分がそれぞれ、「辶」「廴」「食」「青」と記載されている文字</li> </ul>	○	
誤字	根拠を示すことができる文字 (誤字)	文字の骨組みに誤りがあり、公的な字形と認められない文字 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漢字字典に、誤字、譌字、略字と記載されている文字</li> <li>● 「誤字俗字・正字一覧表」の下段にある無印の文字</li> </ul>	×	
	根拠を示すことができない文字	正字及び俗字以外の文字であるため、誤字に相当するが、文字の根拠を示すことができない文字 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漢字字典に掲載されていない文字</li> </ul>	<u>対応する正字を 特定できない</u>	

俗字について、申出があった場合、対応する正字等で戸籍に記録する。

誤字について、申出の有無に関わらず、対応する正字等で戸籍に記録する。

正字等あるいは俗字でもない文字について、いずれの漢字字典にも該当する字形が掲載されていない場合には、文字の根拠を示すことが難しいため、そのままの字形で戸籍に記録されている。